

12. 認可保育施設利用中の注意事項

【教育・保育給付認定内容又は家庭状況に変更があった場合】

保育施設利用中に、氏名、住所、就労状況、妊娠・出産、世帯状況、お子さんの健康状況などに変更があった場合、P20～22 に記載する必要書類を速やかにこども施設入園課にご提出ください。

※保育の必要な事由(P4 参照)のいずれにも該当しなくなった場合や、必要書類の提出がない場合は、退園となります。

●退職した場合、「教育・保育給付認定変更申請書」「保育所等利用申込書等記載事項変更届」にて、変更の手続きが必要となります。手続き後、「保育の必要な事由」が「就労」から「求職活動」に変更、「保育必要量」は短時間になります。

●求職開始から60日が経過した日が含まれる月の月末までが求職活動期間となり、翌月1日が就労開始期限となります。期限までに就労を開始できない場合は退園となります。就労開始前月末日までに「保育の必要な事由」を「求職活動」から「就労」に変更する手続きをしてください。標準時間での保育が必要な場合は、「保育必要量」の変更をお願いいたします。

就労先の変更の有無にかかわらず、就労時間や通勤時間等の変更により保育の必要量を変更する必要がある場合は、「教育・保育給付認定変更申請書」により「保育必要量」の変更手続きをしてください。

●次のお子さんを妊娠した場合、手続きが必要となります。(P21 参照)

次のお子さんを出産し、育児休業を取得する場合、在園しているお子さんは育児休業対象児童の育児休業期間終了日の月末まで在園できます。この場合、「保育の必要な事由」は「育児休業」に変更となります。また「保育必要量」は短時間となります。標準時間の方は、「教育・保育給付認定変更申請書」により「保育必要量」の変更手続きをしてください。(P21 参照)

●出産により退職する場合、出産予定月の2ヶ月前から産後56日が経過した日が含まれる月の月末までは妊娠・出産要件で在園できます。その後求職活動期間は出産後57日目から始まり、求職開始から60日が経過した日が含まれる月の月末までです。翌月1日までに就労を開始し、「就労証明書(※就労開始後に作成されたもの)」をご提出ください。

【欠席する場合】

2週間以上欠席をする場合は、「市川市保育所欠席届」の提出が必要です。(表紙の裏面参照)

欠席期間は、**最長で2ヶ月間**です。(里帰り出産の場合も含む) 例)8月10日から欠席を開始した場合、遅くとも10月11日には通園を再開してください。

※令和8年4月1日以降に欠席を開始する場合の欠席期間は、**最長で3ヶ月間に変更になります。**

欠席期間中の利用者負担額(保育料)及び給食費(副食費)については、P33 をご参照ください。

【休日保育】

お仕事の都合などにより、日曜日や祝日にご家庭でお子さんの保育ができないとき、認可保育施設でお子さんをお預かりします。

利用できる方	平日に認可保育施設へ通っていて、日曜・祝日においても、保護者の就労等により家庭での保育が困難なお子さん。
利用できる日	日曜日及び祝日 年末年始(12月29日～1月3日)の利用については施設へお問い合わせください。
利用料金	無料です。別途実費については施設へお問い合わせください。
利用できる施設	市川キッズステーション 市川南1-10-1 ザ タワーズ ウェスト3階 Tel 047-322-8733
利用申込み	直接施設へお申込みください。(事前の登録・予約等が必要になります)

【延長保育】

延長保育制度は、保護者のニーズに合わせ、認可保育施設が通常の保育時間を超えてお子さんをお預かりする制度です。

【延長保育時間の例（平日の場合）】

	7:15	7:30	9:00	17:00	18:30	19:15
●保育短時間の場合	延長保育 なし		保育短時間（8時間）		延長保育 なし	
●標準時間の場合	延長 保育		保育標準時間（11時間）		延長 保育	

※保育短時間（8時間）の時間帯及び延長保育の時間帯は保育施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

利用できる方	教育・保育給付認定を受けているお子さんで、保育短時間認定（8時間）を受けている場合は、 <u>それを超えて延長保育を利用することはできません</u> 。8時間を超える利用が必要な場合は、原則として「市川市教育・保育給付認定変更申請書」等の書類を提出していただき、保育短時間から保育標準時間に変更する必要があります。
利用できる時間	保育施設を利用する目的のために必要な最も長い利用時間 例：通勤時間（1時間）+就労時間（8時間）+通勤時間（1時間）＝10時間 ※原則として、各園が定める申請書類に就労先が記入し証明した時間を限度とします。保育標準時間の認定を受けていても、11時間まで自由に利用できるわけではありません。
利用料金	延長保育料は、各園の規定により料金がかかる場合がありますので、各保育施設にお問い合わせください。延長保育を夜遅くまで利用する場合などで、お子さんに補食（夜の食事等）の提供を求める場合には、各保育施設と相談の上、実費をお支払いいただきます。なお、補食の提供が可能か、料金については各保育施設にお問い合わせください。
利用申込み	各施設で申込みとなります。延長保育をご利用される場合は、利用開始前に各施設にお問い合わせください。



【翌年度の継続利用手続き】

認可保育施設を利用しているお子さんの保育が翌年度も必要な場合は、保育施設継続利用の手続きが必要となります。手続きにつきましては、11月、12月頃に保育施設を通してお知らせいたします。

期間内に手続きをされない場合には、**継続通園の意思及び要件が確認できないため、年度末(3月末日)で通園期間が終了し退園**となりますのでご注意ください。

【市内の認可保育施設への転園申込み】

＜転園の申込み＞

- 転居などの事情で転園を申込み際には、「**市川市保育所等変更申込書**」及び P9～13 の③～⑥の必要書類を、転園希望月の申込み期間中に提出してください。
- 申込みにあたっては、新規利用申込みと同様、希望保育施設を見学してください。(P14 参照)
- 転園の申込みについても、新規の利用申込みの場合と同様に、「利用調整の結果通知」、「内定の場合」、「保留の場合」が適用されます。(P23 参照)
- 申込み時に希望していた他の保育施設への転園を申込み場合は、利用調整時に不利になります。
(例)入園申込み時に第1希望A保育園、第2希望B保育園を申込み、第2希望のB保育園に入園できたが入園後に第1希望であったA保育園への転園を希望した場合。
※兄弟が在園する保育施設への転園申込みの場合を除きます。

- 転園申込み者と新規申込み者の指数(基準指数と調整指数の合計)が同一となった場合、新規申込者を優先します。(P26 参照)

＜転園内定後の注意事項＞

- 転園が内定した場合、内定辞退をしても現在通園されている保育施設に通うことはできなくなります。転園申込みの必要がなくなったときは速やかに「**保育所等利用・変更申込取下届**」のお手続きをお願いします。(表紙の裏面参照)
- 内定した保育施設で入園前に面接、入園当初に「慣らし保育」があります。(P27 参照)

【退園】

退職等により保育の必要な事由がなくなった場合や、市外への転出等により退園することが決まりましたら、「**市川市保育所退所届**」、「**市川市教育・保育給付認定取消届**」のお手続きをお願いします。(表紙の裏面参照)

※退園月の末日までに提出されない場合は、翌月の利用者負担額(保育料)も負担していただきますので、ご注意ください。

※一度「市川市保育所退所届」を提出すると、取り消すことはできません。

※市外転出の場合でも、転出する月の末日までは通園することができます。

＜市外転出後も市川市の認可保育施設の継続利用を希望する場合＞

市外への転出後も、転出前に通園していた市川市の認可保育施設に継続して通園することを希望する場合は、「**市川市保育所退所届**」にその旨を記載してください。また、転出先の市区町村に転入手続き後、その市区町村で継続利用の申込み手続きをする必要があります。(P19 参照)

※継続利用できるのは年度内に限ります。翌年度以降も継続利用を希望される場合は、改めて利用申込みが必要です(新規申込みとして利用調整を行います)。

ただし、市川市に父母のどちらかが在勤の場合、又は市川市に隣接する市区町村(船橋市、松戸市、鎌ヶ谷市、浦安市、東京都江戸川区、葛飾区)に在住する場合は、年度毎に継続利用の手続きを行うことにより、翌年度以降も継続して利用することができます。